○尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第55号

（この条例の趣旨）

第１条　この条例は、別に定めるもののほか、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の設備及び運営の基準その他児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平26条例27・一部改正、平31条例11・全改、令７条例50・一部改正）

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

（平31条例11・追加）

（一時保護施設の設備及び運営の基準）

第２条の２　法第12条の４第２項の条例で定める基準は、次項から第10項までに規定するもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第27号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（府令第５条及び第29条第３項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、府令の規定で市長が別に定めるもの中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。

２　一時保護施設の設置者及び管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第２条第７号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

３　一時保護施設は、その運営について、暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

４　一時保護施設の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

(2)　非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。

(3)　定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその一時保護施設の職員並びに

当該一時保護施設に入所している児童（以下この条において「入所者」という。）及びその家族に周知すること。

(4)　非常災害に備えるため、少なくとも毎月１回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。

5　一時保護施設の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下この項において「指定講習」という。）を修了した者（指定講習を受けた日から２年を経過しない者に限る。）をその一時保護施設に常時配置するよう努めなければならない。

6　一時保護施設の設置者は、市長が別に定める研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその一時保護施設の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、定期的に研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。

7　一時保護施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2)　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその一時保護施設の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該一時保護施設の職員に周知される体制を整備すること。

(3)　定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその一時保護施設の職員に対して研修を行うこと。

8　一時保護施設の設置者は、その入所者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　速やかに、その発生した事故の事実を市長等に報告すること。

(2)　その発生した事故の状況及び当該事故の発生後に講じた措置について記録すること。

(3)　その発生した事故がその責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

9　一時保護施設の設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、その入所者等が安心してその一時保護施設を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

10　一時保護施設の設置者は、その入所者で学校（市長が指定するものに限る。）に在籍

しているものが適切な教育を受けられるよう、その希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じなければならない。

（令７条例50・追加）

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準）

第３条　法第21条の５の４第１項第２号、第21条の５の17第１項各号並びに第21条の５の19第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項から第５項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第３条第２項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

２　指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等（省令第71条の８第１項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者に限る。）は、市長が別に定める評価の結果を公表するよう努めなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者等は、市長が別に定める研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

５　前条第２項の規定は指定障害児通所支援事業者及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者について、同条第３項の規定は指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所について、同条第７項の規定は指定障害児通所支援事業者等について、それぞれ準用する。

（平31条例11・追加、令６条例11・令６条例29・令７条例12・令７条例50・一部改正）

（法第21条の５の15第３項第１号の条例で定める者等）

第４条　法第21条の５の15第３項第１号（法第21条の５の16第４項及び第21条の５の20第２項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（平31条例11・追加）

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準）

第４条の２　法第24条の12第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第３条第２項並びに第37条第１項及び第２項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「前項に規定する訓練」とあるのは「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）第４条の２第２項において準用する同条例第２条の２第４項第４号に規定する訓練」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「当該指定入所支援を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。

２　第２条の２第２項の規定は指定障害児入所施設等の設置者及び管理者について、同条第３項の規定は指定障害児入所施設等について、同条第４項、第５項、第７項及び第９項並びに第３条第２項から第４項までの規定は指定障害児入所施設等の設置者について、それぞれ準用する。

（令７条例50・追加）

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準）

第５条　法第34条の８の２第１項の条例で定める基準は、次項から第５項までに規定するもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下この条及び付則第２項において「省令」という。）に定める基準（省令第５条第４項、第６条及び第21条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は市長が別に定める日までに当該

研修を修了することを予定しているもの」とする。

2　放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3　放課後児童健全育成事業者は、その放課後児童健全育成事業を利用している児童の発達に応じた指導方針を決定し、当該指導方針に基づいてその放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。

4　放課後児童健全育成事業者は、土曜日にその放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）を開所するよう努めなければならない。

5　第２条の２第２項の規定は放課後児童健全育成事業者及びその放課後児童健全育成事業を行う場所の管理者について、同条第３項の規定は放課後児童健全育成事業所について、同条第４項、第５項及び第７項から第９項まで並びに第３条第３項及び第４項の規定は放課後児童健全育成事業者について、それぞれ準用する。

（平25条例14・平26条例27・一部改正、平31条例11・旧第２条繰下・一部改正、令２条例12・令７条例12・令７条例50・一部改正）

（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準）

第６条　法第34条の16第１項の条例で定める基準（家庭的保育事業等に係るものに限る。）は、次項から第６項までに規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第７条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2　家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「特定家庭的保育事業等」という。）を行う者は、その連携施設（省令第６条第１項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳児又は幼児でその特定家庭的保育事業等を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。

3　省令の規定で市長が別に定めるものにより家庭的保育事業所（省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいう。以下同じ。）に置くこととされている家庭的保育者のうち少なくとも１人は、保育士でなければならない。

4　前項の規定は、小規模保育事業C型（省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。）を行う事業所について準用する。

5　省令の規定で市長が別に定めるものにより家庭的保育事業所及び小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所に置くこととされている調理員のうち少なくとも１人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第２条第１項に規定する栄養士の免許、同条第３項に規定する管理栄養士の免許又は調理師法（昭和33年法律第147号）第３条第１項に規定する調理師の免許（以下「栄養士免許等」という。）を有する者とするよう努めなければならない。

6　第２条の２第２項の規定は家庭的保育事業等を行う者及びその家庭的保育事業等を行う事業所の管理者について、同条第３項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について、同条第４項、第５項及び第７項から第９項まで並びに第３条第４項の規定は家庭的保育事業等を行う者について、それぞれ準用する。

（平26条例27・追加、平31条例11・旧第３条繰下・一部改正、令７条例12・令７条例37・令７条例50・一部改正）

（乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準）

第７条　法第34条の16第１項の条例で定める基準（乳児等通園支援事業に係るものに限る。）は、次項から第４項までに規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（府令第６条及び第25条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2　一般型乳児等通園支援事業（府令第20条第２項に規定する一般型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下この項において「指定講習」という。）を修了した者（指定講習を受けた日から２年を経過しない者に限る。以下この項において「指定講習修了者」という。）をその一般型乳児等通園支援事業を行う事業所に常時配置するよう努めなければならない。ただし、当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合において、指定講習修了者に相当する者として市長が別に定める者がその一体的に運営されている保育所等に常時配置されているとき（市長が必要と認める体制が確保されている場合に限る。）は、この限りでない。

3　第２条の２第２項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者及びその一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者について、同条第３項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う事業所について、同条第４項及び第７項から第９項まで並びに第３条第４項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者について、それぞれ準用する。

4　余裕活用型乳児等通園支援事業（府令第20条第３項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所の設備及び運営の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準又は要件の例による。

(1)　保育所（次号に該当する施設を除く。）　次条並びに付則第４項及び第５項に規定する基準（保育所に係るものに限る。）

(2)　認定こども園（次号に該当する施設を除く。）　尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成26年尼崎市条例第28号。以下「認定こども園条例」という。）第３条及び付則第２項に規定する要件

(3)　認定こども園法第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園　認定こども園条例第４条に規定する基準

(4)　家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所　前条に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（令７条例37・追加、令７条例50・一部改正）

（児童福祉施設の設備及び運営の基準）

第８条　法第45条第１項の条例で定める基準は、次項及び第３項に規定するもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（助産施設については省令第５条第４項及び第５項、第６条、第７条、第７条の２第２項、第10条並びに第14条の３第１項に規定する基準を、児童福祉施設（助産施設を除く。）については省令第５条第３項、第６条並びに第６条の２第１項及び第２項に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「前項に規定する訓練」とあるのは「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）第８条第３項において準用する同条例第２条の２第４項第４号に規定する訓練」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「調理室」とあるのは

「医務室、調理室」とする。

2　省令の規定で市長が別に定めるものにより保育所に置くこととされている調理員(以下「調理員」という。）のうち少なくとも１人は、栄養士免許等を有する者でなければならない。

3　第２条の２第２項の規定は児童福祉施設の設置者及び管理者について、同条第３項の規定は児童福祉施設について、同条第４項、第８項及び第９項の規定は児童福祉施設の設置者について、同条第５項及び第７項並びに第３条第４項の規定は児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者について、同条第３項及び第５条第２項の規定は児童福祉施設（助産施設及び保育所を除く。）の設置者について、それぞれ準用する。

（平26条例27・追加、平31条例11・旧第４条繰下・一部改正、令７条例12・一部改正、令７条例37・旧第７条繰下、令７条例50・一部改正）

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の特例）

2　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第27号。以下「平成26年改正条例」という。）の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている放課後児童健全育成事業所又は現に新築の工事中の建物で放課後児童健全育成事業の用に供されるものについては、当分の間、第５条第１項の規定にかかわらず、省令第９条第２項及び第10条第４項に規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）は、適用しない。

（平26条例27・追加、平31条例11・一部改正）

3　前項の規定は、平成26年改正条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

（平26条例27・追加）

（保育所の設備及び運営の基準の特例）

4　この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所（満２歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。）又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、第８条第１項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

（平26条例27・一部改正、平26条例27・旧第２項繰下・一部改正、平31条例11・令７条例37・一部改正）

５　前項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

（平26条例27・旧第３項繰下）

６　この条例の施行の際現に調理員が置かれている保育所については、平成30年３月31日までの間、第４条第２項の規定は、適用しない。

（平26条例27・旧第４項繰下・一部改正）

付　則（平成25年３月７日条例第14号）

この条例は、平成25年７月１日から施行する。

付　則（平成26年６月27日条例第27号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（平成27年１月23日政令第22号で、平成27年４月１日から施行）

付　則（平成31年３月５日条例第11号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成31年３月30日規則第40号で、平成31年４月１日から施行）

付　則（令和２年３月10日条例第12号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和６年３月６日条例第11号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。（後略）

付　則（令和６年７月５日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和７年３月４日条例第12号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

付　則（令和７年７月31日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和７年12月22日条例第50号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。